（権限の委任）

第十条　法第十五条第四項並びに同条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項及び第四十一条第二項に定める厚生労働大臣の権限のうち、次に掲げる募集に係るものは、承認中小事業主団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　承認中小事業主団体の主たる事務所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集

二　承認中小事業主団体の主たる事務所の所在する都道府県の区域以外の地域（当該地域における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣が指定する地域を除く。）を募集地域とする募集（当該業種における労働力の需給の状況等を勘案して厚生労働大臣の指定する業種に属する事業に係るものを除く。）であって、その地域において募集しようとする労働者の数が百人（一の都道府県の区域内において募集しようとする労働者の数が三十人以上であるときは、三十人）未満のもの

（青少年募集採用担当者の募集に関する事項）

第十一条　法第十五条第四項の厚生労働省令で定める労働者の募集に関する事項は、次のとおりとする。

一　募集に係る事業所の名称及び所在地

二　募集時期

三　募集職種及び人員

四　募集地域

五　募集に係る青少年募集採用担当者の業務の内容

六　賃金、労働時間その他の募集に係る労働条件

（届出の手続）

第十二条　法第十五条第四項の規定による届出は、承認中小事業主団体の主たる事務所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集、当該区域以外の地域を募集地域とする募集（以下この項において「自県外募集」という。）であって第十条第二号に該当するもの及び自県外募集であって同号に該当しないものの別に行わなければならない。

2　法第十五条第四項の規定による届出をしようとする承認中小事業主団体は、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十三条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所）の長を経て、第十条の募集にあっては同条の都道府県労働局長に、その他の募集にあっては厚生労働大臣に届け出なければならない。

3　前二項に定めるもののほか、届出の様式その他の手続は、厚生労働省職業安定局長（次条において「職業安定局長」という。）の定めるところによる。

（青少年募集採用担当者募集報告）

第十三条　法第十五条第一項の募集に従事する承認中小事業主団体は、職業安定局長の定める様式に従い、毎年度、青少年募集採用担当者募集報告を作成し、これを当該年度の翌年度の四月末日まで（当該年度の終了前に青少年募集採用担当者の募集を終了する場合にあっては、当該終了の日の属する月の翌月末日まで）に前条第二項の届出に係る公共職業安定所の長に提出しなければならない。

（準用）

第十四条　職業安定法施行規則第三十一条の規定は、法第十五条第一項の規定により承認中小事業主団体に委託して青少年募集採用担当者の募集を行う認定事業主について準用する。

（権限の委任）

第十五条　法第二十五条第一項の規定により、法第十二条、第十四条及び第二十二条に規定する厚生労働大臣の権限は、所轄都道府県労働局長に委任する。ただし、法第十四条及び第二十二条に規定する権限にあっては、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2　前項の規定により所轄都道府県労働局長に委任された権限（法第二十二条に規定するものに限る。）は、事業主の主たる事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に委任する。ただし、所轄都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

様式第1号（第1条関係）（第1面から第3面まで）

（日本工業規格A列4）

基準適合事業主認定申請書

申請年月日　平成　年　月　日

都道府県労働局長　殿

事業主の氏名又は名称　印

（法人の場合）代表者の氏名

主たる事業所　〒

電話番号　（　）

青少年の雇用の促進等に関する法律第12条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1．報告対象期間　平成　年　月　日から　平成　年　月　日まで

2．常時雇用する労働者の数　人

3．事業所一覧（※本社のほか、支店、支社等本社に属する全ての事業所を記載すること。）

事業所の名称	事業所所在地（住所）	労働保険番号	雇用保険適用事業所番号	事業所番号